防災情報はいろいろあるけど いつ避難すればいいの?



4 で全員避難! 警戒レベル

「警戒 レベル」で避難のタイミングをお伝えします。 市町から「警戒レベル3、4〕 が発令された地域の方は、 <mark>警戒レベル</mark> 速やかに避難してください。

3

警戒レベル

警戒レベル

心構えを

高める

(気象庁が発表)

確認

(気象庁が発表)

警戒レベル

避難行動の

避難に時間を要する人は 檘靴 (市町が発令)

安全な場所へ 擗難 (市町が発令)

「警戒レベル5](市町が発令)で命を守るための最善の行動をとってください

次のような内容で市町から避難行動を呼びかけます。

警戒 レベル4

伝 避 難 示 0

- ■こちらは、〇〇市です。
- ■緊急放送!緊急放送!(又は、警戒レベル4!警戒レベル4!)
- ■○○川が(堤防決壊等により)氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸 水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル4「避 難指示」を発令しました。
- ■○○地区の洪水浸水想定区域(又は、○○地区)にいる方は、避難場所や安 全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難し ても構いません。

水害・土砂災害について、市町が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

避難行動等

避難情報等

警戒レベル相当情報 (例)

警戒レベル 5

警戒レベル

命の危険 直ちに安全確保!

すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所 よりも安全な場所へ直ちに移動等する。

緊急安全確保※2

(市町が発令)

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報 大雨特別警報

警戒レベル4

全員避難

危険な場所から全員避難

・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階まで に避難を完了しておく。

・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める 前に避難を完了しておく。

避難指示※3

(市町が発令)

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3

高齢者等は避難

危険な場所から高齢者等は避難

・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始 めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

高齢者等避難※4

(市町が発令)

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報 洪水警報

等

警戒レベル 2

自らの避難行動を確認

・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認する とともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。

洪水注意報 大雨注意報等

(気象庁が発表)

警戒レベル 1

災害への心構えを高める

早期注意情報 (気象庁が発表)

(国土交通省、気象庁、県が発表)

これらは、住民が自主 的に避難行動をとる ために参考とする情 報です。

- ※1 各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。
- ※2 市町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※3 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※4 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

質問1)防災情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの?

⇒市町は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難 情報が、同時に発令されるわけではありません。

自分の命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

- 質問2)洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベ ルも4から3に下がったということなの?
 - ⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、 その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

■詳しく知りたい方は、ホームページをご覧ください。

【県防災危機管理課】

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/a10900bousai/201905170001.html)

【内閣府】

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

QR コード(県 HP)

